

伊勢原市の小中学校通学路の安全対策について

1 はじめに

伊勢原市では、平成11年7月に「伊勢原市通学路等整備促進検討会」を設置し、市内の児童及び生徒が安全・安心に登下校できる通学路を確保するため、毎年、学校、地域、警察署など各関係機関や団体と連携の下、通学路点検を実施してきました。

今後も引き続き、児童及び生徒が安全・安心に登下校できるように通学路の安全確保に努めます。

2 推進体制

伊勢原市通学路等整備促進検討会を必要に応じて開催し、児童及び生徒が通学時に利用する公道（国道、県道、市道その他市が管理する道路をいう。）及び交通安全施設（以下「通学路等」という。）の計画的な整備促進等を総合的に検討します。

（構成員）

学校教育担当部長、交通防犯対策担当課長、国県事業対策課長、土木総務課長、道路整備課長、学校教育課長

3 取組について

（1）各学校による点検の実施

教育委員会からの依頼に基づき、各学校は、自治会、PTA、交通指導員、防犯指導員、警察、行政職員等と合同で通学路点検を実施し、通学路等安全点検結果報告書を教育委員会に提出します。

（2）報告書に基づく改善の検討

教育委員会は、各学校から報告のあった改善要望を横断歩道や信号機の設置、防犯灯の新設など交通・防犯に関するもの、歩道の改修や歩車共存道路（グリーンベルト）の整備など道路に関するものなどに分類し、各所管課に対応を依頼します。教育委員会から依頼を受けた各所管課が現場を確認し、すぐに改善できるものは対策を施し、歩道の設置や信号機の設置など対策までに時間を要するものについては、代替策を施します。

（3）連携

各所管課は、必要に応じて対策や対応方針が円滑に進むよう必要に応じて連携します。また、警察署や地域とも解決に向けて連携を図ります。

（4）結果報告

各所管課の対策や対応方針を市教育委員会が集約し、各学校に報告します。さらに学校から自治会やPTA等に報告をします。

4 学校での交通安全教育

児童生徒の通学路における安全確保には、道路や信号機などのハード面の整備に併せて交通安全教育のソフト面も重要です。

小学校では、新入学生を対象に交通安全教室を開催して、安全な横断歩道の渡り方などを学びます。また、中学校では、自転車交通安全教室（チリリン・スクール）を開催して、安全な自転車の乗り方を学びます。

通学路等点検作業フローチャート

